

FOR TOMORROW

しぶや法人



4ページに行事日程があります!!

〈ゆきうさぎ〉

— 宮崎渋谷税務署長、長島法人会長：新春対談!! —

— 令和4年分所得税確定申告始まる —

自動計算・自動入力・自宅から!
確定申告はスマホからがおすすめです!

2023.1・2・3
No. **580**
令和5年

新春対談	2
新年のご挨拶	5
事業ア・ラ・カルト	8
国外居住親族に係る扶養控除の取り扱い	12
都税コーナー	14

宮崎署長と長島会長の 新春対談

出席者 宮崎渋谷税務署署長 長島渋谷法人会会長
(司会) 野口広報委員長

於 渋谷税務署署長室



司会：新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。宮崎署長、続いて長島会長から、まず新年を迎えてのご挨拶を一言いただきますようお願いいたします。

署長：新年あけましておめでとうございます。令和5年の年頭に当たり、謹んでお祝いを申し上げます。長島会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございました。

また、昨年は新型コロナの第7波の感染状況もありましたが、多数回の消費税のインボイス制度等の税務講習会やキャッシュレス納付等の利用促進に向けた案内ですとか、税に関する絵はがきコンクールの募集、そして租税教室など税知識の普及活動に積極的に取り組んでいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

今年も渋谷法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として、ご支援をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長：明けましておめでとうございます。こちらこそ宜しくお願いします。コロナに関しては、感染者は増えていますが、政府としては行動制限はしないとのことですので、法人会でも徐々に事業活動の際の定員等を増やしています。これから、コロナ対策を考慮しつつ、税知識の普及や社会貢献活動はもちろん、会員間の交流も展開していきたいと考えておりますので、今後とも署からのご支援を是非お願いしたいと思っております。

司会：宮崎署長、長島会長ありがとうございました。

それでは、宮崎署長にお聞きします。ご出身はどちらでしょう？

署長：鹿児島県志布志市です。大隅半島の東側に位置してまして、隣町は宮崎県と、温暖な地域です。桜島からはかなり離れているんですが、大きな噴火があると、風向きによっては火山灰が降ることもあります。

産業と言えば、農業や畜産となりますが、鰻の養殖も盛んに行われていて、ふるさと納税では「うなぎ」の人气が高いと聞いています。私が子どもの頃、志布志湾は、ウミガメが産卵に来るようなきれいな浜が続いていましたが、志布志港もサンフラワー号が入港するくらいの大きな港になり、景色もだいぶ変わったように思います。

会長：環境が変わるというのは、仕方ないと思う反面、寂しさもありますね。

司会：確かにそれはありますね。

では、7月に渋谷署に赴任して来られて約半年になりますが、渋谷については、何か思い出やイメージはございますか？

署長：平成26年7月から1年間、渋谷署の法人担当副署長を務めましたが、その頃は、渋谷区役所も建替え前でして、渋谷駅前の再開発プロジェクトが動き始めていた頃でした。今回着任して、渋谷駅前等の景観を見て、わずかの間にこんなにも変わるのかと正直驚きました。

渋谷は昔からファッション、情報の発信地のイメージがありましたが、今も複数の開発プロジェクトが進行中ですし、都市機能がさらに強化されていくことを考えると東京都の成長の拠点になると思いますね。

会長：そうですね。渋谷と言うだけに駅の周りは谷地形のために回遊しづらいということで、歩行者デッキを作ったり、4階から地下にある駅と駅の行き来をスムーズにしたり、防災設備まで考えての再開発ということなので、2027年頃まで続くそうです。

司会：ご趣味は？

署長：趣味と言えるほどではありませんが、たまにやるゴルフと自宅の狭い庭をいじることぐらいです。亡くなった父親が、庭の手入れをするのが好きな人で、それを見て育ったことが影響しているかもしれません。自分は毎年花が咲く、多年草や球根ものが好きで、シャクヤク、牡丹、クリスマスローズなど数種類を育てています。

また、犬が好きで現在の家を買った際に2匹飼い、散歩するのが楽しみでしたが、2匹とも死んでしまったからは、まだ新しい犬を飼う気にはなれません。定年後に時間ができたら、考えるかもしれません。

会長：なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

署長：正直なところ、高い志望動機があって税務の職場に入った訳ではありません。漠然とした公務員志望の中で、学校の先輩が税務の職場に連年合格している実績があったことと、税務大学校で勉強できるという点も国税の職場を目指すことになった理由の一つです。

会長：私は今回で4回目の新春対談になりますが、皆さん特に税務の職場を意識していなかったとおっしゃっていました。自然体の方が、大きな税務署の署長さんになれるのかも知れませんね。

司会：その大きな税務署の署長としては、どのようにマネジメントされていらっしゃるのでしょうか？

署長：職員数19名の宮崎の日南税務署長を経験した際は、職員全員が家族のようなものでやりやすかった半面、税務行政を行う上ではマンパワーの不足が否めず、小さな組織のマネジメントの難しさもあり、まずは、職員の家族の方を含めた「健康管理」が、第一だと思いました。

一方、渋谷署は、職員数388名の日本で一番大きい税務署であり、この組織を的確に運営するためには、組織のトップが運営方針や目標などを明確に発信することが重要だと考えています。大きな組織を動かしたり、軌道修正することはとても大変で、ちょっとした方向性のズレが大きなロスにつながりますので、そうならないように、全ての職員が共通の認識を持って仕事に取り組めるように、トップの考えを分かりやすく・明確に発信することを心がけています。

司会：小さなところは小さいなりに、大きいところは大きいなりに大変ですね。大きいと、中でも情報や指示伝達が本当に重要になりますが、日々のストレス解消法と言いますか、息抜きはどのようにされていますか？

署長：自分は鈍感なのかあまりストレスを感じないような気がします。息抜きということであれば、友人や後輩と楽しくお酒を飲むことでしょうか。コロナで、職場での会合も長い間自粛する期間が続きましたが、また職場のみんなとお酒を飲める日常になったことを喜んでます。もちろん、感染対策には十分注意して楽しんでます。今年こそは、コロナが落ち着いてくれることを願うばかりです。

それと、庭の花や土をいじっているときは、心が落ち着くような気がします。ちょっとした隙間を見つけて、何を植えようか、いやこのままの方がいいか、などと悩める時間が意外と楽しかったりします。鹿児島島の田舎育ちなので、そういうことが合っているのかなと思います。

会長：お酒を酌み交わすのも、相変わらず制限が多くて苦労しますよね。法人会でも、ようやく総会後の懇親会や、新年賀詞交歓会を開催しましたが、以前のような立食パーティーでの意見交換が出来ていません。異業種交流というのは、法人会事業のなかでも大変重要ですので、来年度こそは、以前のように開催したいと思っています。

司会：まだまだ安心できない、新型コロナ対策についてはいかがですか？

署長：コロナはいまだに続いています。納税者の皆様の理解と協力の上で、調査・徴収事務が実施できていることに感謝申し上げたいと思います。引き続き、感染対策に万全を講じながら、的確に業務を実施していきたいと思っています。

特に今年10月1日から開始される消費税のインボイス制度に関しては、東京国税局管内の法人課税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請割合は、令和4年11月末時点で約55%となっており、まだ多数の課税事業者が未申請となっています。昨年末に「令和5年度税制改正大綱」が閣議決定され、令和5年9月30日までに登録申請を行えば、制度開始日（令和5年10月1日）を登録日とする扱いとなりましたが、申請の受付後、登録処理までには一定の期間を要しますので、登録申請を予定している事業者の方には是非、早期の申請をお勧めします。

司会：渋谷法人会に期待されることとかは何かございますか？

署長：渋谷法人会は、会員数も多く、その組織力の大きさと所属する会員の皆様のパワーを感じています。昨年もインボイス制度に関する会員向けの研修会、税に関する広報や啓もう活動、租税教室の開催など、非常に精力的に会活動に取り組んでいただいています。

また、法人会の長年の取組によって、渋谷税務署管内のe-Taxの利用割合は、全国の平均値を大きく上回っているほか、キャッシュレス納付に関しては、東京国税局でトップの利用割合となっています。法人会のこれまでの活動に感謝しております。引き続き、これらの取組をリードしていただきたいと思います。

司会：これからの時代変化や税務行政などについて、署長のお考えはいかがですか？

署長：コロナの影響などもあり、現在、デジタルを活用した仕事やサービスの在り方を変革する動き、いわゆるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組が社会全体で急速に進展しています。税務行政においても、経済社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえて、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の早期実現に向けて取り組んでいるところです。

スマートフォンの機能を活用した申告書入力機能の簡便化やマイナポータルと連携して申告書に自動入力する機能の拡充などe-Taxやキャッシュレス納付はますます便利になっていきますので、法人会の皆様には、これら税務行政のDXの各種取組にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

司会：ありがとうございます。次は、長島会長に今後の法人会活動について伺いたいと思います。

会長：法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、国の運営に必要な不可欠な税制について健全な提言を行う組織です。是非とも会員の皆様には、コロナの中大変ご苦労されていると思いますが、地域の社会貢献についてご配慮いただき、さらに会員増強にご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと思っています。

また、法人会の事業の中で、税務・経営の研修会と並んで、若い世代に税を理解してもらえるような事業を展開することは、本当に大切だと思います。税金が何に使われているのか、なぜ税金が必要なのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要だと考えています。そのために、各地区でのお祭りの際の税金クイズの再開、青年部会の小学校に出向いての租税教室、女性部会の税の絵はがきコンクールを状況を見ながらできるだけ実施していこうと考えています。

司会：長島会長、ありがとうございます。

それでは最後に宮崎署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長：本日は、長島会長、野口広報委員長から、貴重なお話を伺うことができました。ありがとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展並びに会員の皆様にとりまして、新しい年が良き一年となりますよう、心から祈念申し上げます。本日はありがとうございました。

※今回もやはり、コロナについての話題が中心になりましたが、記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、このような状況下でも、新年を迎え、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。（編集担当）

法人会掲示板

2月・3月(4月)実施予定の主な事業について

一般参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 2月3日 女性部会・青年部会合同
新年賀詞交歓会
- 2月6日 総務委員会
- 2月7日 救急救命講習会
- 2月8日 源泉研究部会役員世話人会
- 2月9日 財務委員会
- 2月14日 事業研修委員会
- 2月15日 社会貢献委員会
- 2月16日 厚生委員会
- 2月17日 税制委員会
- 2月21日 租税教室＜常盤松小学校＞
- 2月22日 組織委員会
- 2月27日 法人税確定申告書の書き方講習会①
- 3月2日 広報委員会
- 3月3日 青年部会役員会
- 3月7日 法人税確定申告書の書き方講習会②
- 3月12日 本町まつり
- 3月14日 法人税確定申告書の書き方講習会③
- 3月15日 正副会長監事会
- 3月15日 第4回理事会
- 4月13日 第17回全国女性フォーラム
＜愛媛大会＞
- 4月26日 ビジネスマナー研修会

初級簿記講習会のご案内

- ◆日 時 4月7日～6月6日（全15回）
午後3時～5時
※詳細、お申込みは同封のチラシを
ご覧下さい。
- ◆場 所 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758
- ◆講習会費 会員：15,000円／1名
非会員：25,000円／1名（税込）

初級簿記日程（全15回）

（商工会議所簿記検定3級程度）

- 4月7日(金)・11日(火)・14日(金)・18日(火)・21日(金)・
25日(火)・
5月9日(火)・12日(金)・16日(火)・19日(金)・23日(火)・
26日(金)・30日(火)・
6月2日(金)・6日(火)・（9日(金)予備日）



法人税確定申告書の書き方講習会

法人税の確定申告書の書き方の講習会を開催します。講座は3日間のコースとなっております。

- ◆日 時 2月27日(月)、3月7日(火)、14日(火)
各午後1時30分～4時30分
- ◆場 所 渋谷法人会館 3F 研修室
- ◆講 師 渋谷税務署法人課税担当官
※詳細、お申込みは同封のチラシを
ご覧下さい。

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和5年2月21日(火)
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和5年3月22日(水)、23日(木)
各午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和5年4月18日(火)
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 該当の会社は是非ご出席下さい。

新年のご挨拶



東京都渋谷都税事務所
所長 成瀬 貴子

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、長島会長をはじめ会員の皆様には、東京都の税務行政に深いご理解と多大なご支援をいただき、心より感謝申し上げます。税のオピニオンリーダーとして租税教育や電子申告・電子納税の利用促進をはじめ、会報誌を通じた広報など、地域に密着した活動を幅広く展開されておりますことに深く敬意を表します。

さて、私ども、渋谷都税事務所は、昨年5月2日、仮庁舎でありました恵比寿ガーデンプレイスから、千駄ヶ谷4丁目の「東京都渋谷合同庁舎」(旧原宿警察署跡地)に移転いたしました。移転に際しましては、皆様に、一方ならぬご協力を賜りましたことを、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

この数年来、東京都では、コロナウィルス感染症への様々な取組を行って参りました。渋谷都税事務所でも、東京都の一組織として感染症対応の他局応援が続いているところです。このような緊急時の取組も含めまして、東京都の行政の根幹を支えているのは、まさに「都税」であります。本年は改めて、都税事務所本来の使命である都税収入の確保に注力して参る所存です。

また、eLTAXの一層の推進や評価証明書等の電子申請を始めとする税務行政のDX(デジタルトランスフォーメーション)にも積極的に取り組んでおります。利便性の向上のため、皆様のご協力を頂きながら推進して参りたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

社会経済情勢は予断を許さない状況が続いておりますが、渋谷都税事務所は、今後も、適正公平な税務行政の遂行、親切できめ細かな対応とわかりやすい説明を心がけ、皆様の信頼に応えて参ります。

本年も、どうぞ変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が渋谷法人会の皆様にとって良い一年となりますようお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同・敬称略)

会 長 長 島 祐 司	常任理事 光 山 和 徳	理 事 水 野 清	理 事 福 田 勝 則
副 会 長 新 居 常 男	常任理事 細 川 信 和	理 事 米 田 直 樹	理 事 秋 元 浩
副 会 長 渡 辺 博	常任理事 海老名 孝	理 事 名 取 政 俊	理 事 天 野 長 光
副 会 長 野 口 アキラ	理事・源泉部会長 西 村 浩 彰	理 事 藤 木 伸 欣	理 事 安 藤 一 郎
副 会 長 雨 宮 孝 幸	理事・青年部会長 松 本 ル キ	理 事 柿 原 一 弘	理 事 安 原 喜 一 郎
副 会 長 松 井 美 千 代	理事・女性部会長 名 和 玲 子	理 事 中 田 啓 一	理 事 滝 島 聡
副 会 長 遠 藤 久 介	理 事 佐 藤 正 人	理 事 山 崎 登 美 子	理 事 村 田 茂
副 会 長 増 田 泰 雄	理 事 橘 輝 雄	理 事 森 博 明	理 事 阿 部 英 博
副 会 長 村 田 暁 宣	理 事 富 澤 龍 雄	理 事 山 田 英 治	理 事 太 田 幹 人
常任理事 新 村 俊 三	理 事 松 本 芳 枝	理 事 脇 田 茂 久	理 事 羽 根 田 晴
常任理事 並 木 宏 道	理 事 二 渡 永 八 郎	理 事 有 馬 清 種	理 事 早 川 千 秋
常任理事 小 林 英 雄	理 事 小 野 木 邦 夫	理 事 川 島 利 雄	理 事 生 稻 榮 次
常任理事 伊 藤 一 三	理 事 石 井 謙 次	理 事 藤 野 宏 忠	監 事 黒 澤 公 博
常任理事 梅 原 伸 二 郎	理 事 朝 倉 健 吾	理 事 長 塚 徳 男	監 事 福 井 恒 夫
常任理事 萩 英 夫	理 事 海 老 澤 希 衣 子	理 事 福 田 晴 夫	
常任理事 飯 島 良 臣	理 事 北 節 子	理 事 中 村 浩 士	

e-Taxを利用しよう

自動計算・自動入力・自宅から 確定申告は スマホからがおすすめです！

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方

Androidの方

Safari



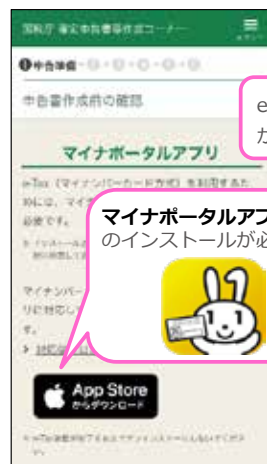
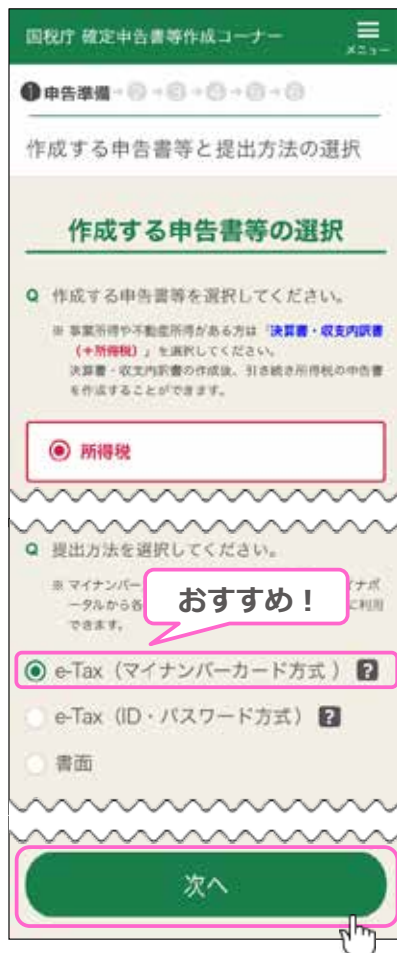
Chrome



【確定申告書等作成コーナー】 ※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください。

STEP 2 送信方法の選択

マイナンバーカード方式

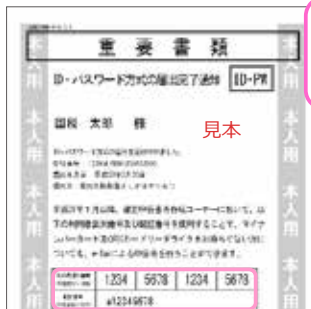


e-Taxに登録されている情報が表示されます

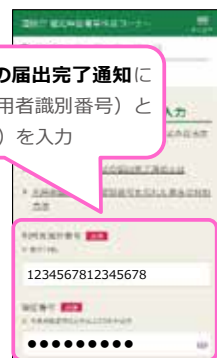
マイナポータルアプリのインストールが必要です



ID・パスワード方式



ID・パスワード方式の届出完了通知に記載のe-TaxのID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を入力



⚠ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁 法人番号7000012050002

この社会あなたの税がいきっている

STEP 3 収入・所得金額や控除等の入力

収入等の入力

控除等の入力

STEP 4 申告内容の事前確認・送信

「帳票表示・印刷」をタップし、表示された送信前の確定申告書の内容を確認します

STEP 5 帳票PDFの保存・確認

「帳票表示・印刷」をタップし、帳票を表示します

保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方



Androidの方

◎ スマホ申告の便利機能

青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能に！



給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り！



スマホで撮影するだけで自動入力！

- ・ご利用には別途通信料がかかります。
- ・このチャシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他国で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

R4.8

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会
事業
アラカルト

令和5年の 新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月11日(水)午後5時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて新年賀詞交歓会を開催した。令和2年に開催してすぐ、コロナ禍のため開催できず、3年ぶりの開催は、行動制限こそ無くなったが、感染者数は増加しているため、参加人数を絞って、着席での開催となった。

当日は、渋谷税務署長 宮崎様を始め、各界の代表22名の方々をご来賓にお迎えし、会員(126名)とともに令和5年の新春を寿いだ。

まず長島会長の年頭の挨拶に続き、宮崎渋谷税務署長、成瀬東京都渋谷都税事務所長、長谷部渋谷区長、東京法人会連合会の小野寺会長代理、そして友誼団体を代表して、東京税理士会渋谷支部の坂爪支部長よりご挨拶をいただいた。

その後、前号にてお知らせした令和4年度納税功労



長島会長挨拶



ご挨拶
宮崎署長



ご挨拶
成瀬所長



ご挨拶
長谷部区長



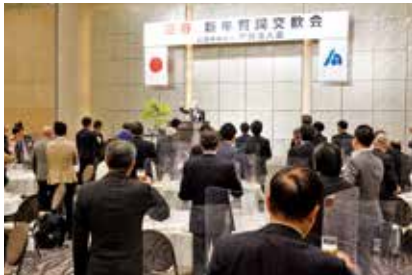
ご挨拶
小野寺東法連会長代理



ご挨拶
坂爪税理士会支部長



乾杯
柳田顧問



乾杯

表彰を受けられた方々をご披露し、記念品を授与した。

続いて柳田顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



会長と納税表彰受表彰者

第44回経営税務学校を開催

国税庁では、毎年11月11日から17日を『税を考える週間』として、税について考えてもらい、知ってもらうための期間を設けている。

渋谷法人会では、この税を考える週間の協賛行事として第44回「経営税務学校」を11月21日(月)、渋谷エクセルホテルで開催した。

第1部は、渋谷税務署 宮崎 和久署長に『税務行政の現状等』と題して講演いただいた。

続いて、第2部は、各種メディアでもお馴染みの、経済アナリスト・獨協大学経済学部教授の森永 卓郎氏に『モリタク流 経済ニュースの裏読み術』と題して講演いただいた。出席者は、70名だった。



会長挨拶



第1部講師
宮崎渋谷税務署長



第2部講師
森永卓郎氏



司会
遠藤副会長



経営税務学校

令和4年度第3回理事会を開催

去る12月5日(月)午後12時30分から今年度第3回理事会を開催した。今回はソーシャルディスタンス確保のため、セルリアンタワー東急ホテルで開催した。

電子納税、電子申告を活用しよう

長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署法人課税部門総括担当の肥海副署長にご挨拶をいただき議案審議に入り、税を考える週間協賛事業を始めとする事業報告、会員増強中間報告をし、今後の事業日程等について説明した。

出席者は、渋谷税務署から肥海法人課税部門総括担当副署長、永島法人課税第一部門統括官、三浦審理担当上席調査官。法人会は長島会長他48名。



肥海副署長挨拶



第3回理事会

福祉に役立ててもらようよ、渋谷区に寄付

<社会貢献委員会>

社会貢献委員会では、例年渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問しているが、今年はコロナ感染予防の観点から慰問をせず、子育て事業に役立ててもらよう、12月15日長島会長と増田社会貢献委員長が、渋谷区役所を訪問し、渋谷区、渋谷区社会福祉協議会及び渋谷区社会福祉事業団に合計30万円を寄付した。



寄附

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第11回税の絵はがきコンクール”表彰式を、昨年度に続いて納野連主催の“書写”“作文”、間税会主



表彰者

催の“税の標語コンクール”と一緒に、12月7日(水)渋谷税務署7F大会議室において開催した。

絵はがき部門では、渋谷税務署長賞、東京都渋谷区税務所長賞、渋谷区長賞、渋谷法人会長賞、渋谷法人会女性部会長賞を受賞した生徒一人一人にそれぞれの長から授与した。また、その他の受賞者、参加賞を各小学校に後日届けた。

また、今年度の絵はがきコンクールの受賞者の作品は、桜丘町の大和田ホールの『ギャラリー大和田』『渋谷区役所』『渋谷税務署』に展示した。



長島会長より表彰状授与

『租税教室』を開催(代々木山谷小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも、去る12月15日(木)代々木山谷小学校で6年生を対象に2クラスに分けて開催した。出席者は合計52名。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。講師：鴻池幹事、助手：松崎幹事。



講師
鴻池幹事



代々木山谷小学校租税教室



サポート
松崎副会長



代々木山谷小学校租税教室

正しい税知識を学ぼう

直行直帰の労働者の出退勤管理 事業場外労働

◆セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン事件 (東京地方裁判所令和4年3月30日判決)

今回は直行直帰の労働者の出退勤管理について、スマホで入力する方式を採用した事業所で、出退勤の時間と位置情報以外はわからず、また指示や報告も具体的なものではなかったとして、事業場外労働みなし制の適用を認めた事例をご紹介します。

◆事案の概要

原告は被告会社にMR（医療情報担当者）として勤務していた。被告会社は、勤怠管理システムを導入したが、内勤者は何も問題なく利用できたが、外勤者の管理はスマホでログインして出退勤をチェックする方式としていた。そこで、直行直帰の従業員は正確な出退勤管理ができないとして事業場外労働のみなし制の運用を行った。なお、ログインするスマホは位置情報と時間の登録のみが登録されている。

業務態様は、訪問先に自宅から直行し、業務終了後直帰するという直行直帰であった。原告は自宅を出るときに出勤の登録をし、自宅に帰宅してから退勤を登録した。原告は退職後、事業場外みなし労働時間制が無効であるとして割増賃金の請求等を求めた。

◆判旨

事業場外労働みなし制を適用するためには労働者が労働時間の全部または一部について事業場外で業務に従事し、かつ、労働時間を算定しがたいことを要する（労基法38条の2）が、労働時間を算定しがたいに該当するかは、労働の性質、内容やその遂行の態様、状況等、使用者と労働者との間で業務に関する指示及び報告がされているときは、その方法、内容

について みなし制の適用を認めた事例

社会保険労務士 安藤 貴裕

やその実施の態様、状況等を総合して、使用者が労働者の勤務の状況を具体的に把握することが困難であると認めるに足りるかという観点から判断することが相当であると最高裁判決をひいたうえで本件は事業場外労働みなし制が適用されるとした。

◆解説

出退勤管理はすべての事業所で重要な事項であり、出退勤管理システムなど導入し合理化等を図っている事業者が増えている。しかし、外勤のもの、営業職などはICカードなどによる出退勤管理が困難であり、事業場外労働みなし制などを採用することに合理性があるケースが出てくる。

本件では、スマホでチェックをすることで出退勤を管理するシステムを採用していたことで、出退勤管理が可能であって、報告がなされており、事業場外労働みなし制ではないと原告は主張したが、会社との関係では、上司は個別に訪問先を指定するなどの指示をしておらず、報告については週報という形で週に一度報告書を提出するが、その報告書の内容も詳細なものではなく、また、出退勤の時間のみが確認できるものであり、それ以外にどこでどのような労働をしているかはわからないシステムであった。このようなシステムでは、会社が具体的に業務内容を把握することは困難であり、労働時間を算定しがたいとした。

また、本件で原告は自宅で出退勤をチェックしており、そこから労働時間であると主張したが、自宅から労働時間を起算することは適切ではないとして、裁判所は事業場外労働みなし制の適用を認めている。皆様の会社などでも、リモートワークなどでこのような事業場外労働みなし制の採用が検討される可能性があるので、具体例のひとつとして紹介したい。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

国外居住親族に係る扶養控除の取り扱い

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～



税理士 互井 敏勝



リサ：国外に居住している親族（国外居住親族）を扶養控除の対象としている従業員から、扶養控除の制度が変わっているようだが問題ないか相談を受けたのですが、何か改正されましたか？ この従業員は、フィリピンに居住している母親（65歳）に、毎月生活費として3万円送金しています。



サキ先生：令和5年1月以後に支払われる給与等について、国外居住親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者のうち、①留学により非居住者となった者 ②障害者③給与等の受給者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者が除外されました。したがって、ご質問の場合、従業員の母親が留学により非居住者になった者が障害者でなければ、年間で38万円以上の生活費又は教育費に充てるための送金が必要になるので、毎月3万円の送金では年間36万円となり、現状では扶養控除の適用を受けることはできません。



リサ：そうですね。扶養控除の適用を受けるためには送金額を増やす必要がありますね。なぜこのような改正が行われたのですか？



サキ先生：これは、年齢が30歳から69歳までである非居住者は所得の稼得能力があると考えられることから基本的には扶養控除の対象外としつつ、所得の稼得能力があると考えにくい学生や障害者は引き続き扶養控除の対象とできることとし、さらに、年間で受け取った送金額が38万円以上である者についても、真に所得が低い可能性を否定できないことなどから、扶養控除の対象となることとされました。



リサ：この従業員の母親は留学により非居住者となった者や障害者には該当しないようですが、扶養控除の適用を受けるための手続きを教えてください。



サキ先生：給与等の支払者に給与所得者の扶養控除等申告書を提出する際に、国外居住親族が給与等の受給者の親族であることを証する書類を提出等する必要があります。さらに、年末調整の際には、その年中に支払った金額を記載した扶養控除等申告書を提出等するとともに、その年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類を提出等する必要があります。



リサ：扶養控除の対象に該当するか否かの判定は、いつの時点でどのように行うのでしょうか。



サキ先生：扶養控除の対象に該当するか否かは、扶養控除等申告書を提出する日の現況において見積もったその年中の支払金額で判定します。



リサ：見積金額で判定するのですか。実際の支払金額が38万円未満となった場合はどうなりますか？



サキ先生：年末調整において、結果として、その年中の支払金額が38万円未満となった場合には、その国外居住親族について扶養控除の適用を受けることはできないことになります。



リサ：なるほど。年末調整の際には、国外居住親族へのその年の送金の合計額が38万円以上であることを確認し忘れないよう注意が必要ですね。

【著者紹介】互井敏勝（たがい・としかつ）1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和4年版 税制改正経過一覧ハンドブック』『経営に活かす税務の数的基準』（共著、大蔵財務協会）『所得税重要事例集』（共著、税務研究会）など。

会員増強にご協力を

令和4年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	エビス架設工業(株)	田中 武	恵比寿1-18-4	6409-6315	建設業
1	(株)和音	藤城 雅子	広尾2-3-11	6625-0987	コンサルティング業務
3	(株)センクシャ	小松崎泰広	渋谷2-19-15		イベント等のデザイン製作
9	(株)ITBee	武藤 芳樹	代々木1-57-2	6276-7142	eラーニングコンサルティング

令和4年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)ドイコンピュータマネージメント	嵩堀 晴彦	東3-22-8	5469-1221	情報通信サービス
1	(株)Food Sense	菅野 智子	広尾5-1-40		飲食業
7	一般社団法人日本家族計画協会	三橋 裕行	幡ヶ谷1-34-14	6407-8978	小売業
9	ドリームエンタープライズ(有)	荒井 孝育	代々木2-13-3	3377-8781	買取販売卸売業
11	(株)ラフテルズ	井上 高司	千駄ヶ谷1-22-6	6812-9172	コンサルティング業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

2・3月

『空襲』

1945年3月10日未明、米軍の大型爆撃機B29約320機が東京を襲い、大量の焼夷弾を投下した。浅草、深川、江戸川などの市街地は焼き尽くされ、約10万人が死亡したとされる、東京大空襲だ。この日以降、大都市の市街地への空襲が始り、名古屋、大阪、神戸、川崎、横浜が次々と襲われた。

6月までに6大都市の工業地域は焼き払われ、その後の標的は地方の中小都市に移った。終戦までの空襲被害地域は全国に及び、約20万人（原爆は除く）の民間人が犠牲になったという。

「空襲」が始まったのは、第1次世界大戦時。1937年4月、スペイン内乱に介入したドイツは、バスク地方の古都、ゲルニカを集中攻撃した。死者はバスク自治政府によると1,600人を超えたとされ、画家ピカソはその惨劇を超大作「ゲルニカ」で表した。

『節分』

節分とは「季節を分ける」ことを意味し、各季節の始まりの日の前日を指す。中でも、立春は1年の始まりとして尊ばれたため、次第に節分といえ、春の節分をのみ指すようになった。

季節の変わり目には邪気が生じると考えられ、それを追い払うための行事が古くから行われた。陰陽師らによる「追儺」（ついな）の行事で、室町時代以降は豆をまいて邪気（鬼）を追い出す行事へと発展した。

京都の花街ではこの日、思い思いの仮装をした芸妓たちが客をもてなす「おばけ」の行事が行われる。姿を変えることで邪気を追い払うことができると信じられ、江戸時代には花街だけでなく、庶民にまで広まった。庶民の「おばけ」は1970年ころ廃れたが、近年、復活の動きが出てきている。



メールアドレスを登録しよう



4月から固定資産税における土地・家屋の 価格などがご覧になれます（23区内）

縦覧期間	令和5年4月3日(月)から6月30日(金)まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和5年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は6月1日(木)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局HP
（縦覧について）



主税局HP
（本人確認方法について）



～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先を変更される方へ～ 固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続はお済みですか？

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局HP



東京共同電子申請・
届出サービス

○上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

〈変更できないもの(例)〉納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

○海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

振替納税を利用しよう

～個人で事業を営む方へ～

個人事業税の申告期限は3月15日(水)です

申告が必要な方 前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主
 ※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。
 ※事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。



主税局HP

申告期限 令和5年3月15日(水)
申告先及び問合せ先 所管の都税事務所・都税支所・支庁

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します

【減免対象】 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅(※)のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得（ただし、最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限る）
 ①太陽光発電システム(※)を設置していること
 ②水準2又は水準3の基準を満たしていること
 (※) 助成対象のものに限る。



主税局HP

【減免される割合】

5割（①及び②のいずれにも該当する場合は10割）

- 減免を受けるには申請が必要です。
詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
- この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。
詳しくは主税局HPをご確認ください。



環境局HP

しゅや法人No.579
 ナンバープレースパズル●解答

解答	A	B	C	D	E	F
	7	9	5	6	7	
4	5	2	3	6	7	1
1	6	7	9	8	4	2
3	9	8	2	1	5	4
8	7	4	1	3	2	9
2	3	6	5	7	9	8
9	1	5	8	4	6	3
5	8	3	7	2	1	6
6	2	9	4	5	3	7
7	4	1	6	9	8	5

●当選者

しゅや法人No.579の“ナンバープレースパズル”にご応募いただきありがとうございました。

広尾 萩原様
 神宮前 上原様
 恵比寿南 原田様
 上原 佐伯様
 代々木 高橋様

正解者の中から
 抽選で5名の方に
 クオカード1000円分
 をプレゼント!

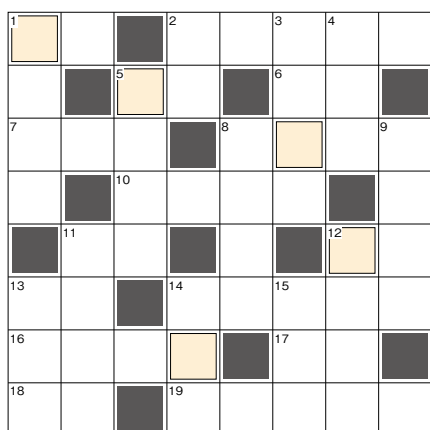
応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
 e-mail：info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX：3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和5年2月28日(火)（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

クロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



「犬」に関するクロスワードです

タテのカギ

- 1 耳の形が蝶みたいなワンちゃん
- 2 いい湯だなあ〜。出たらドライヤーで乾燥
- 3 ドッグレースで競うものは？
- 4 水泳のバタ足のこと。犬かきには不要ね
- 5 ベットのワンちゃんは愛玩○○○○です
- 8 長所もあれば、コレもある。人間と同じね
- 9 家族全員お出かけ、番犬の仕事は？
- 11 へえー、お尻の穴で測るのね
- 12 酸性で赤くなるリトマス○○○○
- 13 人間の話す○○○が分かる？気のせいでしょう
- 14 公益とは社会全般の○○○のこと
- 15 傘マークのお天気。でも、散歩に行きたいワン

解答欄

ヨコのカギ

- 1 垂れ耳、シワ顔、ギョロ目でかわいいな
- 2 お口でキャッチ！プラ円板
- 5 水たまりでまみれて、ムツゴロウ状態
- 6 駐車場を表す英文字です。
- 7 ジステンパーの○○○接種で大暴れ
- 8 別名トックリともいう○○○○ネック
- 10 エルメスやルイ・ヴィトン。首輪もあるのね
- 11 干支の中で一番強そう。でも架空の生物
- 12 豆○○もある○○犬。人気の日本犬。
- 13 プードルのお嬢さんに胸キュン
- 14 ハンターのアシスタントです
- 16 月に向かって、ウォーン
- 17 コレを取れば「大」になるでしょう
- 18 引越し便に多い車種
- 19 シッポシッポでなくシュッポシュッポと走る

※クロスワードは今回で終了です。次回からはニコリ提供の熟語・四字熟語パズルになります。

ぼくを見たら
思い出してね



不測の事態への準備。

福利厚生「葬儀支援サービス」で精神的・経済的な負担を軽減。

葬儀の見積り
事前相談

葬儀費用の
軽減

24時間
365日対応

“安心”
全国ネットワーク
約500加盟葬儀社・約2,700施設

全国儀式サービス コールセンター
[24時間・365日対応]



ヨ ニ イー シ ク ミ
0120-421-493

詳細につきましては、「パンフレット」または
「ホームページ」をご覧ください。

全国儀式サービス

検索

パソコン・ケータイで検索ください



QRコード▲

しぶや法人 第580号／令和5年2月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)